

座談会

「企業価値担保権」利活用に向けた課題解決への検討(上)

〈目次〉

- 一 はじめに
- 二 利用が想定されるユースケース
- 三 企業価値担保権の与信上「担保」評価
- 四 企業価値担保権活用時の金融機関への期待と課せられる負担
- 五 企業価値担保権の設定時における留意点、注意点
- 六 コベンナツの設定、期中モニタリング
- 七 倒産手続との関係における留意事項
- 八 事業性融資推進法利用拡大に向けた取り組み
- 九 むすびに

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
外国法共同事業 弁護士

栗田口 太郎

稲葉総合法律事務所 弁護士

稲葉 讓

長島・大野・常松法律事務所 弁護士

井上 聡

稲葉総合法律事務所 弁護士

牛山 琢文(ファシリテータ)

長島・大野・常松法律事務所 弁護士

大野 一行

みずほ銀行 法務部

日比野 俊介

- 〈本号目次〉
- 一 はじめに
 - 二 利用が想定されるユースケース
 - 三 企業価値担保権の与信上「担保」評価
 - 四 企業価値担保権活用時の金融機関への期待と課せられる負担

昨年6月、事業性融資の推進等に関する法律が成立し、金融界において企業価値担保権制度への期待や議論が持ち上がっています。小誌でもすでに、916号(2024年9月号)、920号(2024年12月号)等の誌面にて同制度関連の記事を掲載してきました。今回は、立案関係者ほか金融・ファイナンス・事業再生の専門家を招き、企業価値担保権の課題や活用を中心に議論した模様を今号と次号にわたりお届けします(本座談会は、2024年12月2日開催)。

なお、参加者の発言のうち意見にわたる部分は、参加者個人の見解であり、所属する組織の見解ではありません。

五 企業価値担保権の設定時における留意点、注意点

一 はじめに

牛山 本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは自己紹介をお願いします。

日比野 みずほ銀行の法務部の日比野です。本日はこのような貴重な機会を頂戴しまして、誠にありがとうございます。企業価値担保権につきましては、法制審議会担保法制部会に全国銀行協会からの推薦委員として参加するなかで、その議論にも接する機会をいただきました。また、同じ時期に金融庁の金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」(以下、「金融審議会WG」)が開催され、オブザーバーである全国銀行協会の立場で参加させていただきました。

栗田口 弁護士の栗田口です。アンダーソン・毛利・友常法律事務所におきまして、事業再生

誤振込の受取人に対する貸金債権と 誤振込に係る預金債権との相殺の可否

経済法令研究会 講師 高橋 恒夫

誤振込により受取人が預金債権を取得するか否かの問題に関しては、受取人と振込依頼人との間において振込金を受け取る正当な原因関係が必要とされていたが、最高裁判決（最判平成8・4・26民集50巻5号1267頁、以下、「平成8年最判」という）は、振込依頼人と受取人との間に振込の原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して同金額の普通預金債権を取得するとした。

その後、振込原因が不存在の誤振込により成立した預金債権

と被仕向銀行の受取人に対する貸金債権が相殺される事案が数度にわたり出現し、相殺の可否等につき裁判上の争いとなったが、いずれも、振込依頼人の犠牲のもとで銀行に棚ぼた的利益を与えることになるとも考えられることなどから、振込依頼人の被仕向銀行に対する不当利得返還請求が認められてきた。

ところが、東京高判令和6・1・25金融・商事判例1692号32頁（以下、「令和6年判決」という）は、誤振込による受取人の預金債権を受取人に対する貸金債権をもってシステム上自動的に相殺処理を行った被仕向銀行の債権回収について、振込

依頼人との関係で不当利得の成立を否定した。

そこで、本稿では、令和6年判決を踏まえ、誤振込の受取人に対する貸金債権と誤振込に係る預金債権との相殺の可否について、検討を加えることとした。

一 事実関係

X株式会社（不動産管理会社、以下、「X」という）は、A（Xの管理するアパートのオーナー）から共同住宅（以下、「本件アパート」という）の管理の委託を受け、賃料の受領等業務を担っており、従前、本件アパー

トの住民から受領した賃料等の預り金を、Y銀行に開設されたA名義の普通預金口座（以下、「本件口座」という）に送金していた。

Aは、Y銀行との間で金銭消費貸借契約（以下、「本件金銭消費貸借契約」という）を締結し、当該契約に基づく融資（以下、「本件融資」という）を受けていたところ、その返済は、本件口座からの自動引落により行われるものとされていた。

Y銀行は、令和元年5月、投資用不動産の全件を対象に行った調査の結果を踏まえ、融資物件数全3万7907件のうち、7813件に改ざん・偽造等の不正が認められたなどと金融庁

特別清算を活用した事業再生

―特別清算会社がする事業譲渡（会社分割＋新設会社 株式譲渡） 事例―

東島法律事務所 弁護士 東島敏明

一 はじめに

報告者も本事業の代理人の一人であるが、事案解決に必要な基本的スキームは主任として受任した弁護士（注1）が考案したものである。それは、大幅な債務超過会社を解散し、その後の「特別清算手続の中で清算会社の会社分割を行い、分割後に分割会社が取得する新設会社の株式を第三者に譲渡し（実質的な事業譲渡）」（以下、「本件基本方針」という）、その株式譲渡代金をもって特別清算における協定の弁済資金にしようとしたものである。この種の事案で行った従来の手法が「会社解散前」に「会社分割と新設会社の株式譲渡」を実施し、その後株式譲渡代金を保有したまま

特別清算手続をなしていたものであった（注2）。本事業では、これと異なり、特別清算手続内で裁判所の監督のもとに「会社分割および新設会社の株式譲渡」を実施することとし、その中で弁済額の極大化を図り、さらに債権者の不安や否認権行使の危険を回避することが主たる目的とした。

また、単純な「事業譲渡」ではなく「会社分割＋新設会社株式譲渡」を選択したのは、会社分割による「包括承継」により個別譲渡の複雑な手間を省くこと、税務面においても「会社分割における非適格承継」により、分割会社において新会社に資産の時価承継させたくうえで、簿価との差額を資産売却損として計上でき、その後の協定による債

務免除益課税についての節税効果が可能であることであった。

二 事案の概要等

1 会社概要

対象株式会社（以下、「会社」という）は、預託金会員制のゴルフ場（18ホール、開場約50年）を営んでおり、ゴルフ場は、コースおよび会員の質も高いという評価を得ていた。

2 債権者

債権者は、概ね預託金会員で、会員数1000名弱、預託金債権総額50億円弱であり、会社所有の不動産への入担は、会社オーナーからの借入金に対するもののみで、金融機関の担保は存在しない。債権者および債権

額の大部分はこの会員とオーナーで占められており（月締め的一般取引債権者は、総債権額に比して少額である）、優先債権者（労働債権、租税債権）への未払いはなかった。

3 倒産（債務超過）状況

資金調達については、経年の赤字が積み重なり大幅な債務超過（大部分が預託金返済債務）のため銀行からの長短に限らず借入等が不可能であった。これにより老朽化した建物や設備の修繕・更新ができず、期限のきた預託金の返済資金も枯渇し、かつ、運転資金の不足を補えるまでのキャッシュフローがなく、早晩破綻するおそれがあった。

でんさいの 実務と法務

第1回 でんさいの実務①

株式会社全銀電子債権ネットワーク

一 手形・小切手機能の 全面的な電子化に向けた動き

2003年7月に政府が公表した「e-Japan 戦略II」において、「手形の有する裏書や割引機能等を電子的に代替した決済サービス（電子手形サービス）

の普及を図る」と明記されたことを受け、2007年6月に電子記録債権法が成立し、電子記録債権制度が創設された。その後、政府の「未来投資戦略2017」（2017年6月9日閣議決定）において、企業・金融機関双方の事務負担を削減するとともに、ITを活用した

金融サービスとの連携を可能とする観点から「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」が盛り込まれたことを受け、同年12月、一般社団法人全国銀行協会（以下、「全銀協」といふ）が事務局を務める「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」が設置され、「手形・小切手機能の電子化」について検討が開始された。

さらに、2021年6月18日に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」などとされたことも踏まえ、同年7月、「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」（2021年4月設置）において「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」が策定され、「2026年度末までに全国手形交換所（電子交換所（注））における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことが最終目

標に掲げられた。また、2023年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」旨が明記され、政府による「約束手形・小切手の利用廃止」の方針が改めて示された。

自主行動計画の基本方針では、「紙」による決済をやめる観点から、電子的決済サービス（電子記録債権またはインターネットバンキング（以下、「IB」）という）による振込）への移行を強力に推進していくことで、産業界および金融界双方の事務負担・コスト削減やリスク軽減に寄与し、最終的に手形・小切手の利用廃止につなげることにしている。

二 電子記録債権

1 電子記録債権とは

電子記録債権とは、手形・債権（売掛債権等）の問題点を克服した金銭債権で、電子記録債